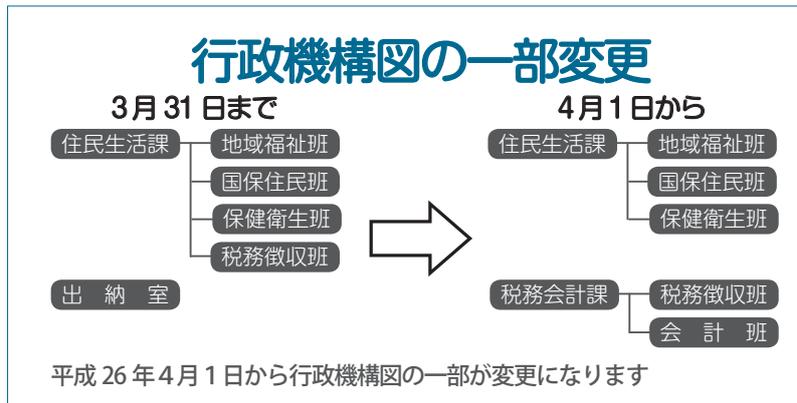


平成26年 4月 1日から

役場組織が一部変わります

村では、行財政改革の一環として平成26年 4月 1日から、住民生活課税務徴収班と出納室を税務会計課に統合しました。「3課1室2事務局」体制から「4課2事務局」体制に機構改革を行い、住民サービス向上を目指しています。各種申請・届出・証明・村税などの収納窓口がまとまり、利用しやすくなりました。



行政機構改革の概要

- 住民生活課税務徴収班、出納室を統合し、「税務会計課」に。

